

30 就学支援の充実について

(文部科学省、農林水産省)

【内容】

- (1) 公立高校授業料無償制度や高等学校等就学支援金制度の見直しにあたっては、政策効果の検証を踏まえて制度変更が及ぼす様々な影響等の検討を十分に行うこと。特に、所得制限を設ける際には、捻出された財源により、低所得世帯に対する給付型奨学金制度の創設や補助の拡充を図ること。
また、事務負担が少なく、分かりやすい制度とし、実施にあたっては都道府県及び私立高校等の財政負担が生じないようにするとともに、十分な準備期間をとった上で、早期に導入スケジュールを提示すること。
- (2) 専修学校高等課程授業料軽減補助を高校生修学支援基金の対象とするとともに、基金取崩し割合を撤廃すること。
- (3) 要保護児童生徒に対する就学援助費及び特別支援学級に就学する児童生徒に対する就学奨励費については、対象者の増加を踏まえ、国庫補助金の所要額の確保を図ること。また、生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、国庫補助金の水準の確保を図ること。さらに、準要保護児童生徒の就学援助に要する経費については、市町村において必要な援助を行えるよう、十分な財源措置を講じること。
- (4) 学校給食施設整備に係る交付金について、衛生管理の徹底などのため、建築単価・基準面積の引き上げや施設改修を交付対象とするなど、充実を図ること。また、学校給食における地産地消の推進に要する経費に対する財政措置を講じること。

(背景)

公立高校授業料無償制度や高等学校等就学支援金制度については、所得制限の導入が検討されている。

学校教育においては授業料以外にも入学料の納付等多額の経費が必要であるため、低所得世帯の負担を軽減する必要がある、本県に対しても給付型奨学金を創設してほしいとの要望が多数寄せられている。

所得制限の限度額設定にあたっては、現行制度の具体的な検証と保護者の教育費負担の状況などを十分に調査することが必要である。各都道府県の授業料軽減制度における所得制限額を参考にするなど、支援を必要とする者の排除にならないよう配慮する必要がある。

私立高校等の生徒に支給される就学支援金は、公立高校生が負担軽減される額と同額の月額9,900円(年額118,800円)で、保護者の所得によって加算(1.5倍又は2倍)されるが、全国私立高校の平均授業料年額378,624円には及ばず、所得の低い世帯においても、授業料負担が残る状況になっている。

平成20年度に比べ増加した人数分の授業料減免事業は、全額が高校生修学支援基金から充当される。しかし、補助単価の引き上げや補助要件を拡げたことによる増額分及び入学料減免事業分については、2分の1の充当にとどまっている。

就学支援は、経済的理由により子どもたちの教育を受ける機会を妨げられないことがないよう、必要な給付を行うものであり、生活保護費の給付水準の適正化を図るために行われる生活扶助基準の見直しによる影響を受けないよう、財源措置等を講じる必要がある。

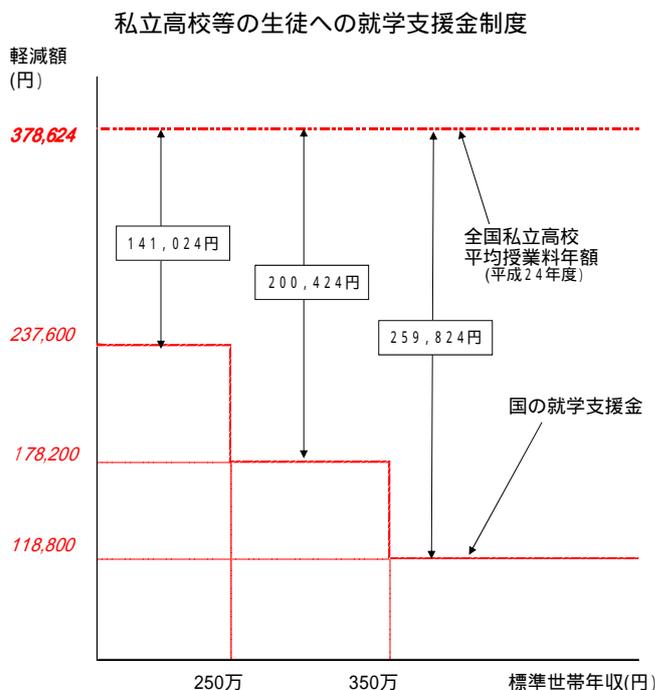
学校給食施設の整備に対して国の交付金制度（新增築1/2、改築1/3）があるが、学校給食衛生管理基準の改正（平成21年4月）に伴う衛生管理の徹底や食物アレルギーを持つ児童生徒への対応など、整備に必要な費用・面積が増大する中で、基準面積・建築単価との間に大きな乖離がある。また、既存施設の改修は交付金の対象となっておらず、市町村の財政負担が大きくなっている。

(参 考)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年四月一日施行）

附則 2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

私立高校等の生徒への就学支援金制度



高校生修学支援基金の利用の仕組み

